

議員提出第3号

特別委員会の設置について

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年3月5日

提出者 久喜市議会議員
杉野修
新井兼
斉藤広子
猪股和雄

久喜市議会議長 上條哲弘 様

特別委員会の設置について

久喜市議会が議決すべき事件を定める条例第2条第1号イにより議会が議決すべき事件としている久喜市公共施設個別施設計画について審査を行うため、地方自治法第109条及び久喜市議会委員会条例第6条の規定に基づき、久喜市議会に下記の特別委員会を置く。

記

- 1 名称 公共施設個別施設計画審査特別委員会
- 2 定数 24人
- 3 付議事件 久喜市公共施設個別施設計画に係る議案を議決するための審査を行うこと
- 4 設置期間 付議事件の審査が終了するまで